

(設置)

第 1 条 本市は、市民の文化及び福祉の増進を図るとともに市民の集合等に供するため玉名市民会館(以下「会館」という。)を設置する。

(平 20 条例 7・一部改正)

(位置)

第 2 条 会館の位置は、玉名市岩崎 152 番地 2 とする。

(平 20 条例 7・全改)

(管理運営)

第 3 条 会館は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて運営しなければならない。

(休館日)

第 4 条 会館の休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、[同項](#)の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(平 18 条例 10・追加、令 3 条例 2・一部改正)

(開館時間等)

第 5 条 会館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 会館の使用期間は、引き続き 5 日を超えてはならない。

3 [前 2 項](#)の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、[第 1 項](#)の開館時間又は[前項](#)の使用期間を変更することができる。

(平 18 条例 10・追加、令 3 条例 2・一部改正)

(使用の許可)

第 6 条 会館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、管理上又は公益上必要があると認めるときは、許可の際条件を付し、又は設備等について必要な指示をすることができる。

(平 18 条例 10・旧第 4 条繰下、令 3 条例 2・一部改正)

(使用の許可条件)

第 7 条 教育委員会は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 社会の秩序を乱し、又は公益風俗等を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は備品を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(平 18 条例 10・旧第 5 条繰下、令元条例 9・令 3 条例 2・一部改正)

(許可の取消し等)

第 8 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又はその使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は指示を守らないとき。
- (2) [前条各号](#)に定める事由が発生したとき。
- (3) 緊急やむを得ない事情により市又は教育委員会がこれを使用する必要があるとき。

(平 18 条例 10・旧第 6 条繰下、平 18 条例 58・令 3 条例 2・一部改正)

(使用料)

第 9 条 使用者は、[別表第 1](#) から [別表第 4](#) までに定めるところに従い使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(平 18 条例 10・旧第 7 条繰下)

(使用料の減免)

第 10 条 公益上特に必要があると市長が認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 18 条例 10・旧第 8 条繰下、平 20 条例 7・一部改正)

(使用料の還付)

第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者側の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき。

(2) 使用の5日前までに使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て市長が相当の事由があると認めるとき。

(3) 市又は教育委員会の都合により使用許可を取り消したとき。

(平18条例10・旧第9条繰下、令3条例2・一部改正)

(指定管理者による管理)

第12条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第4条](#)及び[第5条](#)の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、会館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 [第1項](#)の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第6条](#)から[第8条](#)までの規定([第8条第3号](#)を除く。)及び[第21条](#)中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 [第1項](#)の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた[第6条第1項](#)([前項](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 [第1項](#)の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に[第6条第1項](#)([第3項](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(平18条例10・追加、平20条例7・令3条例2・一部改正)

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の使用の許可に関する業務

(2) 会館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が会館の管理上必要と認める業務

(平18条例10・追加)

(利用料金)

第14条 [第9条](#)の規定にかかわらず、会館の管理を指定管理者に行わせる場合には、[前条各号](#)に掲げる業務のほか、当該指定管理者に会館の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、[別表第1](#)から[別表第4](#)までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(平20条例7・追加)

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平20条例7・追加)

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者側の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき。

(2) 使用の5日前までに使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。

(3) 指定管理者の都合により使用許可を取り消したとき。

(平20条例7・追加)

(兼業の禁止)

第17条 法第92条の2、第142条(法第166条第2項において準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2及び第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、法第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(平18条例10・追加、平20条例7・旧第14条繰下、令元条例9・一部改正)

(使用目的等の変更禁止)

第18条 使用者は、許可を得た目的以外に会館を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 18 条例 10・旧第 11 条線下、平 20 条例 7・旧第 15 条線下)

(設備の変更禁止)

第 19 条 使用者は、許可なく会館の既存設備を変更し、又は設備を付加してはならない。

(平 18 条例 10・旧第 12 条線下、平 20 条例 7・旧第 16 条線下)

(原状の回復)

第 20 条 使用者が会館の使用を終わったとき、又は使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行してその費用を使用者から徴収する。

(平 18 条例 10・旧第 13 条線下、平 20 条例 7・旧第 17 条線下)

(入館の制限)

第 21 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 感染性の病気にかかり、又は精神に異常があると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品又は動物類(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬(同法第 12 条第 1 項の規定による表示をした犬に限る。)を除く。)を携帯する者

(3) 公安秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、建物又は設備の管理上支障があると認められる者

(平 18 条例 10・旧第 14 条線下、平 20 条例 7・旧第 18 条線下、令元条例 9・令 3 条例 2・一部改正)

(賠償の義務)

第 22 条 使用者は、会館の施設又は設備、備品等を毀損し、又は滅失したときは、理由のいかんにかかわらず、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、その都度市長が定める。

(平 18 条例 10・旧第 15 条線下、平 20 条例 7・旧第 19 条線下、令元条例 9・一部改正)

(市の免責)

第 23 条 会館の施設及び附属設備の使用により、又はこの条例に基づく処分によって使用者に損害を生じても、市は、この責めを負わない。

(平 18 条例 10・旧第 16 条線下、平 20 条例 7・旧第 20 条線下)

(立入検査)

第 24 条 使用者は、会館所属の職員が職務執行のため入場し、又は会館使用について指示するときは、これを拒むことができない。

(平 18 条例 10・旧第 17 条線下、平 20 条例 7・旧第 21 条線下)

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 18 条例 10・旧第 19 条線下、平 20 条例 7・旧第 22 条線下、令 3 条例 2・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の玉名市民会館条例(昭和 42 年玉名市条例第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 27 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の玉名市民会館条例第 18 条の規定により管理を委託している会館の管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき会館の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日条例第 58 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第3(第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室及び和室(以下「第1会議室等」という。))に係る部分に限る。)及び別表第4(その他の施設(第1会議室等に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定は、令和2年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第1、別表第2、別表第3(第1会議室等に係る部分を除く。)及び別表第4(その他の施設(第1会議室等に係る部分に限る。))に係る部分を除く。)の規定は、令和2年6月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月29日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の玉名市民会館条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の玉名市民会館条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1(第9条、第14条関係)

(令元条例9・全改)

ホール使用料

(単位 円)

種別		時間	時間			時間		
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大ホール	平日	A	15,400	24,600	33,800	40,000	58,400	70,100
		B	18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000
		C	26,100	41,800	57,500	67,900	99,300	119,100
		D	30,800	49,200	67,700	80,000	116,900	140,300
	土曜日、日曜日又は休日	A	18,400	29,500	40,600	47,900	70,100	84,000
		B	22,100	35,400	48,700	57,500	84,100	100,800
		C	31,400	50,200	69,100	81,600	119,300	143,100
		D	36,900	59,100	81,300	96,000	140,400	168,400
マルチホール	平日	A	6,600	10,500	14,500	17,100	25,000	30,000
		B	7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000
		C	11,200	17,900	24,600	29,100	42,500	51,000
		D	13,200	21,100	29,000	34,300	50,100	60,100
	土曜日、日曜日又は休日	A	7,900	12,600	17,400	20,500	30,000	36,000
		B	9,500	15,200	20,900	24,700	36,100	43,300
		C	13,400	21,500	29,600	34,900	51,100	61,200
		D	15,800	25,300	34,800	41,100	60,100	72,100

備考

- 1 Aは、入場料金その他これに類するものを徴収しないときの使用料とする。
- 2 Bは、1人当たりの最高額が1回につき1,000円以下の入場料金を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を収受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するときの使用料とする。
- 3 Cは、1人当たりの最高額が1回につき1,000円を超え、3,000円以下の入場料金を徴収するときの使用料とする。
- 4 Dは、1人当たりの最高額が1回につき3,000円を超える入場料金を徴収するときの使用料とする。
- 5 使用時間の超過又は繰上げは認めない。ただし、願出によって超過することがやむを得ないと認めるときは、1区分の前後1時間に限り当該時間区分の使用料の3割を徴収する。
- 6 使用者が舞台練習のため舞台面(作業灯を含む。)のみを使用するときの使用料は、Aの使用料の額に3割を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が専らリハーサル、練習又は準備のために使用するときの使用料は、Aとする。
- 8 使用者がマルチホールを使用する場合において、飲酒を伴うときは、上記マルチホール使用料の10割を加算する。

9 この使用料は、消費税等を含む。

10 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。

別表第2(第9条、第14条関係)

(令元条例9・全改)

器具等の使用料

種目	1区分ごとの使用料
音響器具	8,800円を上限として規則で定める額
照明器具	2,200円を上限として規則で定める額
舞台器具等	8,800円を上限として規則で定める額

備考 この使用料は、消費税等を含む。

別表第3(第9条、第14条関係)

(令元条例9・全改)

その他の施設使用料

(単位 円)

施設	時間					
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
練習スタジオ	2,000	3,200	4,000	5,200	7,200	8,700
大楽屋	1,500	2,400	3,000	3,900	5,400	6,500
中楽屋(1部屋につき)	600	900	1,200	1,500	2,100	2,500
小楽屋(1部屋につき)	500	800	1,000	1,300	1,800	2,100
第1会議室	2,000	2,700	3,500	4,700	6,200	6,900
第2会議室	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600	5,100
第3会議室	1,200	1,700	2,200	2,900	3,900	4,400
第4会議室	1,000	1,300	1,700	2,300	3,000	3,500
第5会議室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,100
和室	500	700	1,000	1,200	1,700	2,000

備考

1 大楽屋、中楽屋及び小楽屋のみの使用は、認めない。

2 第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室及び和室において、入場料金を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を収受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するとき、上記使用料の10割を加算する。

3 飲酒を伴うときは、上記使用料の10割を加算する。

4 この使用料は、消費税等を含む。

別表第4(第9条、第14条関係)

(令元条例9・全改、令3条例2・一部改正)

冷暖房の使用料

(単位 円)

	時間	冷暖房
大ホール	1時間につき	7,000
マルチホール	1時間につき	4,000
その他の施設		使用料の5割増し

備考

1 大ホールの舞台面のみを使用するときの使用料は、使用料の額に5割を乗じて得た額とする。

2 この使用料は、消費税等を含む。